

○大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例

平成24年11月20日

条例第105号

改正 平成28年3月30日条例第53号

平成28年10月5日条例第85号

平成29年2月27日条例第11号

平成30年3月28日条例第25号

平成30年5月28日条例第57号

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例を公布する。

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税に関し大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号。以下「市税条例」という。）の特例を定めるとともに、その特例の適用に必要な特区における事業に係る事業計画の認定等に関する事項を定めることにより、総合特別区域法（平成23年法律第81号。以下「特区法」という。）第8条第1項に規定する国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化を通じて本市内の経済の活性化を図り、もって市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特区 特区法第8条第1項に規定する国際戦略総合特別区域であって市規則で定める区域をいう。
- (2) 特区事業法人 次に掲げる要件のいずれかを満たす法人（法第294条第1項第5号に

規定する個人及び法第701条の32第3項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)であって、次条第1項の認定を受けたものをいう。

ア 特区法第26条第1項に規定する指定法人であって市規則で定めるもの(以下「指定法人」という。)

イ 特区における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に資する事業として市規則で定めるものを営む法人

(事業計画の認定)

第3条 特区内において新たな事業を営もうとする法人は、その営もうとする事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を作成し、これを平成32年3月31日までに市長に提出して、その事業計画が特区における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に資するものである旨の認定の申請をすることができる。

2 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事業を実施する者に関する事項
- (2) 事業の内容
- (3) 事業実施期間
- (4) 特区内における新たな設備投資又は不動産の取得に関する事項
- (5) 事業計画の実施に伴う労務に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

3 前項第3号に掲げる事業実施期間は、5年を超えないものとする。

4 市長は、第1項の認定の申請があった場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- (1) 当該事業計画に係る事業が特区法第9条第1項に規定する国際競争力強化方針の内容及び特区法第8条第1項の規定により本市が行った指定の申請の内容に照らし適切なものであると認められること
- (2) 当該事業計画に係る事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める要件に適合するものであること

5 前項の規定にかかわらず、第1項の認定を受けようとする法人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、同項の認定をしてはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業(以下「風俗営業等」という。)を本市内において営んでいること

(2) 第1項の認定を受けたことがある法人その他市規則で定める法人であること

(3) 市税の滞納があること

6 市長は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ大阪市特区地域進出等事業計画認定審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、認定を受けようとする法人が市指定法人である場合は、この限りでない。

（事業計画の変更）

第4条 前条第3項の規定にかかわらず、特区事業法人は、次項の認定を受けて、同条第2項第3号に掲げる事業実施期間を、その開始の日から10年を超えない範囲で延長することができる。

2 特区事業法人は、前条第1項の認定を受けた事業計画（この項の規定による変更があったときは、当該変更後のもの。以下「認定事業計画」という。）の変更をしようとするときは、市規則で定めるところにより、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。ただし、市規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 前条第4項及び第5項の規定は、前項の認定の申請があった場合について、同条第6項の規定は、認定事業計画に係る事業（以下「認定特区事業」という。）の内容の変更又は事業実施期間の延長に係る前項の認定の申請があった場合について、それぞれ準用する。

（事業の開始）

第5条 特区事業法人は、認定特区事業を開始したときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出て、市長の確認を受けなければならない。

2 特区事業法人は、認定事業計画に基づき取得する固定資産のうち、認定特区事業の開始時に自己の認定特区事業の用に供されていないものについて、第3条第1項の認定の日から3年以内（当該認定特区事業を休止した場合における当該休止期間を含む。）に当該固定資産を認定特区事業の用に供したときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出て、市長の確認を受けなければならない。

（実績報告等）

第6条 前条第1項の規定による認定特区事業の開始の確認を受けた特区事業法人は、事業実施期間内の日を含む毎事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の7の4に規定する連結法人に係る法人の市民税にあっては同法第15条の2第1項に規定する連結事業年度、法第294条第1項第5号に規定する個人に係る法人の市民税法人税割にあっては計算期間、当該個人に係る事業所税にあっては法第701条の31第1項第8号に規定する個人に係る課税期間。以下同じ。）終了後、市規則で定めるところにより、次に掲

げる事項(当該個人にあっては、第2号に掲げる事項を除く。)を市長に報告し、第1号、第6号及び第7号に掲げる要件に適合している旨並びに第2号から第5号までに掲げる割合が適正に算定されている旨の認定を受けなければならない。

- (1) 特区内において設置し、又は取得した設備又は不動産が認定特区事業の用に供されたこと等により認定特区事業が実施されていると認められること
- (2) 法人の市民税均等割の課税の特例に係る特区事業法人が本市内で実施する事業に占める認定特区事業の割合として市規則で定めるところにより算定した割合
- (3) 法人の市民税法人税割の課税の特例に係る特区事業法人が本市内で実施する事業に占める認定特区事業の割合として市規則で定めるところにより算定した割合
- (4) 事業所税資産割の課税の特例に係る特区事業法人が本市内で実施する事業に占める認定特区事業の割合として市規則で定めるところにより算定した割合
- (5) 事業所税従業者割の課税の特例に係る特区事業法人が本市内で実施する事業に占める認定特区事業の割合として市規則で定めるところにより算定した割合
- (6) 本市が組織する特区法第19条第1項に規定する国際戦略総合特別区域協議会の構成員であること
- (7) その他市規則で定める要件に適合するものであること

2 市長は、前項の認定をした場合において、次の各号のいずれかに適合するものであると認めるときは、同項の認定を受けた同項第2号に掲げる割合を法人市民税均等割認定特区事業割合として、同項の認定を受けた同項第3号に掲げる割合を法人市民税法人税割認定特区事業割合として、同項の認定を受けた同項第5号に掲げる割合を事業所税従業者割認定特区事業割合として、それぞれ決定をするものとする。

- (1) 前項の規定による報告の対象である事業年度(以下この項において「報告事業年度」という。)の末日において、特区事業法人に該当した法人であって、資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下のもの、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げるもの又は会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社以外の法人であるものにあつては、同日において当該特区事業法人が本市内において常時雇用する者であつて市規則で定める者の数(以下「市内雇用者数」という。)が、第3条第1項の認定の日の属する事業年度の前事業年度(以下「計画認定前年度」という。)の末日における市内雇用者数に比べて減少していないこと
- (2) 報告事業年度の末日において、特区事業法人に該当した法人であつて、前号に規定する法人に該当しないものにあつては、同日において市内雇用者数が計画認定前年度の

末日における市内雇用者数に比べて市規則で定める数以上増加していること

3 特区事業法人は、認定事業計画に基づき取得する固定資産で認定特区事業の開始時に自己の認定特区事業の用に供しているもの又は前条第2項の確認を受けた固定資産があるときは、市規則で定めるところにより、毎年1月1日における次に掲げる事項を市長に報告し、第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる要件に適合している旨並びに第3号に掲げる割合が適正に算定されている旨の認定を受けなければならない。

(1) 当該固定資産を第3条第1項の認定の日以後に取得し、引き続き所有していること

(2) 当該固定資産を自己の認定特区事業の用に供した日から引き続き当該認定特区事業の用に供していること

(3) 当該固定資産のうち認定特区事業の用に供する部分の割合として市規則で定めるところにより算定した割合

(4) 本市が組織する特区法第19条第1項に規定する国際戦略総合特別区域協議会の構成員であること

(5) その他市規則で定める要件に適合するものであること

(認定特区事業の一部譲渡)

第7条 特区事業法人は、認定特区事業の一部を譲渡しようとするときは、市規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(認定特区事業の廃止等)

第8条 特区事業法人は、認定特区事業を廃止し、又はその全部を譲渡しようとするときは、市規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 特区事業法人が認定特区事業を休止したとき、又は認定特区事業を休止した特区事業法人が当該認定特区事業を再開したときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出て、その確認を受けなければならない。

(報告の徴収)

第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特区事業法人に対し、その認定特区事業に関する必要な報告を求めることができる。

(立入調査等)

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該特区事業法人の事業所その他の場所に立ち入り、施設、設備、建築物、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関

係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業計画の認定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、事業計画の認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項の認定の日から3年以内に認定特区事業を開始していないと認められるとき
- (2) 第3条第4項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認められるとき
- (3) 第3条第5項各号のいずれかに該当することとなったと認められるとき
- (4) 第8条第1項の規定による届出があったとき
- (5) 第9条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- (6) 関係法令の違反その他著しく社会的信用を失墜させる行為をしたとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、認定を取り消す必要がある場合として市規則で定める場合に該当するとき

- 2 市長は、前項第2号の規定により事業計画の認定を取り消そうとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かななければならない。

(特区事業法人に対する法人の市民税均等割の課税の特例)

第12条 特区事業法人(法第294条第1項第5号に規定する個人を除く。以下この条において同じ。)が第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたときは、認定特区事業を開始した日の属する事業年度終了の日の翌日から5年以内に終了する各事業年度(事業年度の途中で前条第1項の規定により事業計画の認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度を除く。)の法人の市民税均等割に限り、第6条第1項の認定の対象である事業年度の翌事業年度に係る法人の市民税均等割については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 当該特区事業法人が当該事業年度の前事業年度において、認定特区事業を行う事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)以外に本市内に事務所等又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有しない場合、かつ、計画認定前年度において、本市内に事務所等を有しない場合 当該事業年度に係る法人

の市民税均等割を課さない。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 法人の市民税均等割額の算出に当たり、当該事業年度の従業者数の合計数（市税条例第23条第1項の表第1号オに規定する従業者数の合計数をいう。以下同じ。）に当該事業年度の前事業年度における第6条第2項の決定を受けた法人市民税均等割認定特区事業割合を乗じて得た従業者数を、従業者数の合計数に算入しないものとする。

2 特区事業法人が第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたときは、認定特区事業を開始した日の属する事業年度終了の日の翌日から5年を超え10年以内に終了する各事業年度（事業年度の途中で前条第1項の規定により事業計画の認定を取り消された場合にあっては、当該事業年度を除く。）の法人の市民税均等割に限り、第6条第1項の認定の対象である事業年度の翌事業年度に係る法人の市民税均等割については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 当該特区事業法人が当該事業年度の前事業年度において、認定特区事業を行う事務所等以外に本市内に事務所等又は寮等を有しない場合で、かつ、計画認定前年度において、本市内に事務所等を有しない場合 この条例の適用がないものとした場合における当該事業年度に係る法人の市民税均等割額から当該額の2分の1に相当する額を控除する。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 この条例の適用がないものとした場合における当該事業年度に係る法人の市民税均等割額から前項第2号に定める算定の方法の例により算出した当該事業年度に係る法人の市民税均等割額を控除して得た額の2分の1に相当する額を、この条例の適用がないものとした場合における当該事業年度に係る法人の市民税均等割額から控除する。

（特区事業法人に対する法人の市民税法人税割の課税の特例）

第13条 特区事業法人が第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたときは、認定特区事業を開始した日の属する事業年度終了の日の翌日から5年以内に終了する各事業年度（事業年度の途中で第11条第1項の規定により事業計画の認定を取り消された場合にあっては、当該事業年度を除く。）の法人の市民税法人税割に限り、第6条第1項の認定の対象である事業年度の翌事業年度に係る法人の市民税法人税割については、当該特区事業法人の法人税額又は個別帰属法人税額（当該特区事業法人が法第321条の13第1項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の規定により分割した当該特区事業法人の法人税額又は個別帰属法人税額のうち本市に係る部分に限る。次項において同じ。）を認定特

区事業に係る部分と認定特区事業以外の事業に係る部分に分割し、そのうち認定特区事業に係る部分について、法人の市民税法人税割を課さない。

2 前項の規定による分割は、当該特区事業法人の法人税額又は個別帰属法人税額を当該事業年度の前事業年度における第6条第2項の決定を受けた法人市民税法人税割認定特区事業割合（以下「法人市民税法人税割認定特区事業割合」という。）を用いてあん分して行うものとする。

3 特区事業法人が第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたときは、認定特区事業を開始した日の属する事業年度終了の日の翌日から5年を超え10年以内に終了する各事業年度（事業年度の途中に第11条第1項の規定により事業計画の認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度を除く。）の法人の市民税法人税割に限り、第6条第1項の認定の対象である事業年度の翌事業年度に係る法人の市民税法人税割については、この条例の適用がないものとした場合における当該事業年度に係る法人の市民税法人税割額（法第321条の8第24項から第29項までの規定又は法附則第8条の2の2第7項若しくは第9項の規定による控除前の額とする。以下この項において「市民税法人税割額」という。）から、当該市民税法人税割額に当該事業年度の前事業年度における法人市民税法人税割認定特区事業割合を乗じて得た額の2分の1に相当する額を控除する。

（市民税の課税の特例に係る適用除外）

第14条 特区事業法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める事業年度に係る法人の市民税均等割及び法人税割について、前2条の規定は、適用しない。

- (1) 法第321条の8第1項（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）又は第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に適用される場合に限る。）又は法第321条の8第4項の規定による申告納付の期限の日（以下この条において「申告期限」という。）前3年以内に、法第321条の11第2項の規定の適用を受けている場合 当該申告期限に係る事業年度
- (2) 申告期限前3年以内に、国税通則法（昭和37年法律第66号）第68条の規定による法人税に係る重加算税を課されている場合 当該申告期限に係る事業年度
- (3) 申告期限前3年以内に、法人税法第135条第1項、第2項若しくは第5項の規定の適用を受けている場合（連結所得に対する法人税についてこれらの規定の適用を受けている場合を除く。）又は法第321条の8第25項の規定の適用を受けている場合 当該申告期限に係る事業年度

- (4) 申告期限において市税の滞納がある場合 当該申告期限に係る事業年度
- (5) 風俗営業等を本市内において営んだ場合 当該風俗営業等を営んだ期間の属する事業年度

(市民税の課税の特例に係る添付書類)

第15条 第12条及び第13条の規定の適用を受けようとする法人は、法第321条の8第1項(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。))又は第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に適用される場合に限る。)又は法第321条の8第4項の規定による申告納付に係る申告書に、第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたことを証する書面の写しその他市規則で定める書面を添付しなければならない。

(特区事業法人に対する固定資産税の課税の特例)

第16条 第6条第3項の認定を受けた固定資産に対して課する固定資産税については、当該固定資産を自己の認定特区事業の用に供した日の属する年の翌年の1月1日(当該固定資産を自己の認定特区事業の用に供した日が1月1日である場合には、当該日)を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税に限り、当該固定資産のうち認定特区事業の用に供する部分について、固定資産税を課さない。この場合において、当該固定資産のうち認定特区事業の用に供する部分の決定は、同項の認定を受けた同項第3号に掲げる割合(以下「固定資産税認定特区事業割合」という。)に基づき行うものとする。

- 2 第6条第3項の認定を受けた固定資産に対して課する固定資産税については、前項の規定による課税の特例の適用期間に引き続く5年度分の固定資産税に限り、この条例の適用がないものとした場合における当該各年度の固定資産税額から、当該固定資産税額に固定資産税認定特区事業割合を乗じて得た額の2分の1に相当する額を控除する。

(固定資産税の課税の特例に係る適用除外)

第17条 特区事業法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める年度分の固定資産税について、前条の規定は、適用しない。

- (1) 1月1日において市税の滞納がある場合 当該1月1日を賦課期日とする年度分
- (2) 1月1日において風俗営業等を本市内において営んでいる場合 当該1月1日を賦課期日とする年度分

(固定資産税の課税の特例に係る添付書類)

第18条 償却資産について第16条の規定の適用を受けようとする法人は、法第383条の規定による申告に係る申告書に、第6条第3項の認定を受けたことを証する書面の写しを添付

しなければならない。

(特区事業法人に対する事業所税の課税の特例)

第19条 特区事業法人が第6条第1項の認定を受けたときは、認定特区事業を開始した日の属する事業年度終了の日の翌日から5年以内に終了する各事業年度(事業年度の途中に第11条第1項の規定により事業計画の認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度を除く。)の事業所税資産割に限り、第6条第1項の認定の対象である事業年度の翌事業年度に係る事業所税資産割については、当該特区事業法人が本市内で実施する事業のうち認定特区事業に係る部分について、事業所税資産割を課さない。この場合において、当該特区事業法人が本市内で実施する事業のうち認定特区事業に係る部分の決定は、当該事業年度の前事業年度における同項の認定を受けた同項第4号に掲げる割合(以下「事業所税資産割認定特区事業割合」という。)に基づき行うものとする。

2 特区事業法人が第6条第1項の認定を受けたときは、認定特区事業を開始した日の属する事業年度終了の日の翌日から5年を超え10年以内に終了する各事業年度(事業年度の途中に第11条第1項の規定により事業計画の認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度を除く。)の事業所税資産割に限り、第6条第1項の認定の対象である事業年度の翌事業年度に係る事業所税資産割については、この条例の適用がないものとした場合における当該事業年度に係る事業所税資産割額から、当該事業所税資産割額に当該事業年度の前事業年度における事業所税資産割認定特区事業割合を乗じて得た額の2分の1に相当する額を控除する。

3 特区事業法人が第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたときは、認定特区事業を開始した日の属する事業年度終了の日の翌日から5年以内に終了する各事業年度(事業年度の途中に第11条第1項の規定により事業計画の認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度を除く。)の事業所税従業者割に限り、第6条第1項の認定の対象である事業年度の翌事業年度に係る法人の事業所税従業者割については、当該特区事業法人が本市内で実施する事業のうち認定特区事業に係る部分について、事業所税従業者割を課さない。この場合において、当該特区事業法人が本市内で実施する事業のうち認定特区事業に係る部分の決定は、当該事業年度の前事業年度における同項の決定を受けた事業所税従業者割認定特区事業割合(以下「事業所税従業者割認定特区事業割合」という。)に基づき行うものとする。

4 特区事業法人が第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたときは、認定特区事業を開始した日の属する事業年度終了の日の翌日から5年を超え10年以内に終了する各

事業年度（事業年度の途中で第11条第1項の規定により事業計画の認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度を除く。）の事業所税従業者割に限り、第6条第1項の認定の対象である事業年度の翌事業年度に係る事業所税従業者割については、この条例の適用がないものとした場合における当該事業年度に係る事業所税従業者割額から、当該事業所税従業者割額に当該事業年度の前事業年度における事業所税従業者割認定特区事業割合を乗じて得た額の2分の1に相当する額を控除する。

（事業所税の課税の特例に係る適用除外）

第20条 特区事業法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める事業年度に係る事業所税について、前条の規定は、適用しない。

- (1) 法第701条の46第1項又は第701条の47第1項の規定による申告納付の期限の日（以下この条において「申告期限」という。）前3年以内に、法第701条の58第2項の規定の適用を受けている場合 当該申告期限に係る事業年度
- (2) 申告期限前3年以内に、法第701条の62第1項又は第2項の規定により徴収されるべき重加算金額を決定されている場合 当該申告期限に係る事業年度
- (3) 申告期限において市税の滞納がある場合 当該申告期限に係る事業年度
- (4) 風俗営業等を本市内において営んだ場合 当該風俗営業等を営んだ期間の属する事業年度

（事業所税の課税の特例に係る添付書類）

第21条 第19条の規定の適用を受けようとする法人は、法第701条の46第1項又は第701条の47第1項の規定による申告納付に係る申告書に、第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたことを証する書面の写しその他市規則で定める書面を添付しなければならない。

（特区事業法人に対する都市計画税の課税の特例）

第22条 第6条第3項の認定を受けた固定資産に対して課する都市計画税については、第16条及び第17条の規定による当該固定資産に係る固定資産税の課税の特例の例により、課税の特例を適用するものとする。

（施行の細目）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日条例第53号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月5日条例第85号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年2月27日条例第11号）抄
（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日条例第25号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年5月28日条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。